

工事請負契約における単品スライド条項の適用実施について

本市においては、最近の建設資材価格の高騰に鑑み、工事請負契約約款第25条第5項（いわゆる単品スライド条項）を、座間市の発注する工事について次のとおり適用することとしました。

なお、運用の詳細については、神奈川県単品スライド条項運用マニュアルに準じることとします。

1 適用基準日

平成20年8月6日

（適用基準日時点で継続中の工事及び適用基準日以降の新規契約工事が対象となります。）

2 条項適用の対象とする建設資材

【鋼材類】 H形鋼、異型棒鋼、鋼材2次製品、鋼矢板など

【燃料油】 軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油の5資材

3 スライド条項の対象とならない工事・資材

スライド条項の適用は、あくまで請負業者の請求に基づいて実施するものであるため、次のような場合は適用外となる。

- 1) 工期が終了している工事
- 2) スライド適用の申請がない資材
- 3) 鋼材類については、対象数量全量の搬入時期、購入先、購入価格が確認できない場合（納品書、請求書、領収書の提出がない場合）

4 条項適用に伴う請負代金額の変更の考え方

工期内において、対象建設資材の価格上昇に伴う増額部分のうち、受注者からの請負代金額の変更申請に基づき、対象工事費（※注1）の1%を超える額を発注者が負担することとします。

※注1 対象工事費とは、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下、「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額。

5 部分払における出来形部分等の取扱い

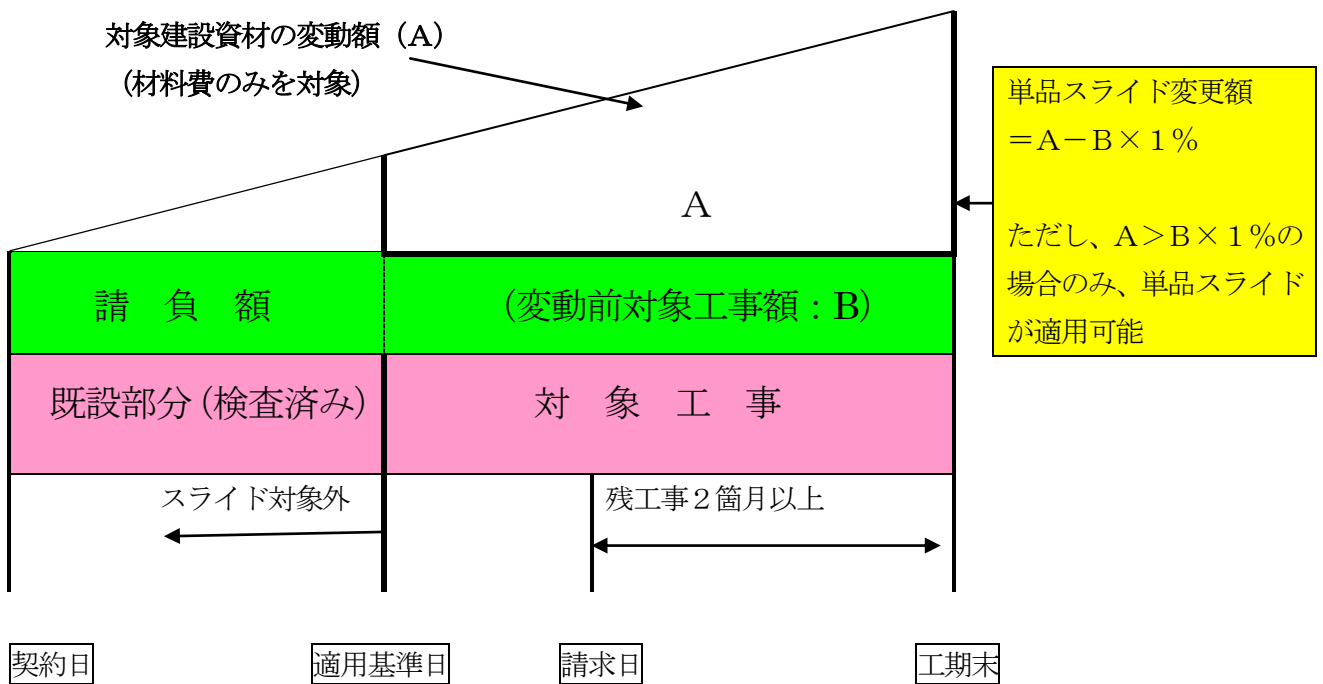
部分払を行った出来形部分等については、原則として、「単品スライド条項」を適用できないこととします。

6 請求時期

単品スライド条項の請求は、工期末の2箇月前までです。

「単品スライド条項」の適用対象となる場合は、工事の完成期限までに契約の変更手続を行う必要があります。このため、完成期限が近い工事を施工中で、同条項に基づく請負代金額の変更の協議の意向がある方は、総務部契約検査課にお早めにご連絡ください。

【参考図】



【参考】単品スライド条項について

座間市工事請負契約約款第25条第5項

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

【問合せ先】座間市総務部契約検査課

046-252-7071 (直通)